

特定農業用ため池の指定解除

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成３１年法律第１７号）第７条第１項の規定により指定された次の特定農業用ため池について、その指定を解除したので、同条第５項で準用する同条第３項の規定により公示する。

令和7年3月28日

岐阜県知事 江崎 禎英

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定の年月日	指定解除の年月日
藤倉仲田池	岐阜県	山県市 藤倉字仲田2番地 1	R2. 3. 2	R7. 3. 28
うばのふくころ	岐阜県	中津川市 上野上外269-9	R2. 6. 12	R7. 3. 28
上一色第 3	岐阜県	中津川市 蛭川上一色4411-8	R2. 6. 12	R7. 3. 28
一之瀬第 2	岐阜県	中津川市 蛭川内理4832-8	R2. 6. 30	R7. 3. 28
狸洞	岐阜県	恵那市 山岡町上手向狸洞1857-76	R2. 6. 12	R7. 3. 28